

## 第4回 伊勢市宿泊税検討委員会 議事概要

日時	2025年2月26日(水) 10時00分～11時30分
場所	伊勢市役所本庁舎東館5階 5-3、5-4会議室

	名前	所属
委員長	板井 正斉	皇學館大学 教授
副委員長	小川 直樹	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 主任研究員
委員	篠崎 元宏	伊勢旅館組合 理事
	覚田 満里 (欠)	伊勢旅館組合 理事
	五十子 智	二見町旅館組合 組合長
	濱千代 裕章 (欠)	二見町旅館組合 副組合長
	出口 康司	伊勢二見浦民宿組合 組合長
	木場 渚	株式会社日本旅行 津支店 支店長
	中村 基記 (欠)	公益社団法人伊勢市観光協会 理事
	福田 津代志	伊勢商工会議所 地域振興課

配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事項書</li> <li>・ 委員名簿、座席表</li> <li>・ 資料1：説明資料</li> <li>・ 資料2：答申(案)</li> <li>・ 資料3：報告書(案)</li> <li>・ 宿泊税の導入に関する意見書 ※</li> </ul> <p>※委員長が諮ったうえで、「宿泊税の導入に関する意見書」を配布の上、公益社団法人伊勢市観光協会が内容を説明した。</p>
------	--

**司会)** 大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、第 4 回目の伊勢市の宿泊税検討委員会を開催いたします。

**委員長)** 改めまして、本日はお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。本日は委員 10 名のうち 7 名にご出席をいただいております。出席が過半数を満たしておりますことから、本委員会は有効に成立しておりますので、ここに、ご報告をさせていただきます。本日は、最終の検討委員会と想定した会議となりますので、諮問のありました宿泊税の導入について、検討委員会の考えを答申としてまとめていきたいと思っております。そのため、前回までの検討委員会や引き続いての検討事項に関して振り返りを行い、その後、答申（案）についての意見交換を実施したいと思っております。限られた時間ではございますが、様々な意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、会議終了につきましては、11 時半を予定しております。進行にご協力をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、事項書の 2 議事に進みたいと思っております。まず初めに、事項書 2 の 1 (1) 前回までの振り返り、(2) 答申（案）について事務局より説明をお願いします。

(略)

**事務局)** 追加の報告事項でございますが、伊勢市観光協会、伊勢旅館組合、二見町旅館組合、伊勢二見浦民宿組合より、連名で伊勢市長宛に「宿泊税の導入に関する意見書」（以下、意見書）が令和 7 年 2 月 21 日に提出されました。本日欠席の委員より意見書に関する補足説明のため、傍聴席で待機しております伊勢市観光協会事務局より発言を行いたい依頼を事前にいただいております。つきましては伊勢市宿泊税検討委員会規則第 5 条にあります「この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」に従い、委員間でご了承いただければ、追加資料として意見書の配布と、補足説明のために伊勢市観光協会事務局の発言をお認めいただきたいと思います。委員長よろしくお願いいたします。

**委員長)** 事務局より要請がございましたとおり、追加資料の配布と伊勢市観光協会事務局の発言を認めたいと思っておりますが、委員の皆様、ご異議ありませんでしょうか。

**委員一同)** 異議なし。

**委員長)** それでは発言を認めます。前の方へお願いいたします。

**伊勢市観光協会事務局)** 伊勢市観光協会は、地域 DMO として、宿泊税に関して旅館関係者の方とお話をさせていただきました。宿泊税が導入された場合となりますが、宿泊税を有効的に活用していただきたいと、提言をさせていただきました。宿泊税は法定外目的税であり、既存の事業への付け替えや一般財源としての活用が起らないようにしていただき、あくまで新規の事業・施策に使っていただきたい。来るべき遷宮に向けて、より良い事業、誘客施策、宿泊環境の整備等に宿泊税を使っていただきたいと提言をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

**委員長)** はい。ありがとうございます。それでは、事務局から取り扱いについて補足説明があればお伺いしたいと思います。

**事務局)** 本日、資料 2 として配布させていただきました答申（案）については、これまでの検討

委員会の議論を踏まえて、作成したものとなっておりますことから、意見書が提出される前の段階の案であることをご報告させていただきます。また、意見書につきましては、検討委員会宛の意見書ではないものの、検討委員会でご議論いただく参考としていただき、必要な事項につきましては、答申（案）に追加したいと思っておりますので、ご議論賜りたいと思っております。

**委員長）** はい、ありがとうございます。それでは委員から補足があれば、お伺いしたいと思います。

**委員）** 伊勢市観光協会からございましたとおり、事前に伊勢旅館組合、二見町旅館組合、伊勢二見浦民宿組合、伊勢市観光協会の4者が寄りまして、宿泊税導入に関する意見書を作成させていただき、本日、ご披露させていただいたというのが経緯でございます。よろしくお取合せ願います。

**委員）** ようやくここまで来たというのが本音だと思います。ただ、今からが、私どもと市の観光、市民の皆さんを含めて、決めることの難しさに立ち向かっていかないところであるという気がしています。他県、他市の話を聞く機会もありますが、さまざまな問題はあるものの、その都度、このように皆さんが貴重な時間を割いて集まり、議論をしながら解決していくことは、良い機会だと思います。これからも、皆さんと遠慮のない意見を交わし合いながら、伊勢市を盛り上げていきたいということは、同じ意見ですので、これからもよろしくお願いいたします。

**委員長）** それでは、意見書につきましても、本委員会で参考にしつつ、最終の答申へ向けた議論をいただきたいと思っております。あらかじめ、私から本日のご議論のポイントを改めて整理をしたいと思います。

第3回までの検討委員会の経過、ポイントを先ほど確認いたしました。その整理に関して意見等がないかというのが1つ目です。2つ目として、宿泊税の導入について論点として次の3点を整理しました。報償金制度などの特別徴収義務者への支援の必要性、導入を想定した制度の実運用の懸念点への対応、検証に対する運用の3点です。いずれも、行政外の方の意見を聞く方向で制度を考えていきたいということです。過不足あるかもしれませんが、事前配布の答申（案）は、検討委員会で議論した内容を前提に整理をいただいております。その上で、関係団体から伊勢市宛に意見書が提出されている状況を踏まえ、検討委員会の答申としても反映すべきところは、反映するという視野に議論をしたいと思います。報告書（案）もあわせて事前に配布をいただいております。経緯を整理したものではありませんが、本日の内容を踏まえて微調整が必要な部分もあろうかと存じます。まずは、答申（案）を中心に議論をしてまいりたいと思っておりますので、答申（案）につきまして、委員の皆様からご意見をいただければと思います。

**事務局）** 答申（案）について内容の補足説明させていただいてよろしいでしょうか。

**委員長）** はい、よろしくお願いいたします。

**事務局）** 資料2をご覧ください。まず、「1 安定的な観光振興のための自主財源について」では、様々な法定外目的税を検討した結果、伊勢市については宿泊税という手法が妥当であるという、第1回検討委員会、第2回検討委員会で中心に議論した結果をまとめております。「2 使途の方向性」につきましては、第3回検討委員会で議論した結果を中心に記載させていただいております。「3 使途と施策」については、本委員会でも事務局より提案いたしました、使途の柱を記載させていただいております。裏面をご覧ください。「4 主な税制概要」については、主な税制概要の記載をしております。検討委員会の中で議論した結果を整理しております。「5 留意事項」については、本委員会において、委員の皆様からいただいた意見を中心に整

理をしております。1つ目には、丁寧な説明を行っていくことについてです。宿泊事業者に対して意見交換を踏まえながら制度を構築していくことを記載しております。2つ目には、納税者となる宿泊客にとっても十分な周知を行い、導入に関する理解を得ていくことについてを記載しております。また使途については、宿泊客や宿泊事業者に還元するものとなることや災害発生や大規模イベント等にも活用できる手法には、基金の設置等という表現を記載しておりますが、そのような手法も検討することを記載しております。次に、見直しや使途、その効果検証については、行政関係者のみで行うのではなく、外部の関係者も含めた組織で検証することや、その結果についても広く共有し、市民、宿泊客の理解促進、制度の改善に繋げていくことを記載しております。また、近隣の鳥羽市・志摩市との連携を図り、伊勢志摩地域を訪れる宿泊客にとってわかりやすい制度設計とすることを記載しております。最後になりますが、三重県が県として宿泊税を導入することとなった場合について記載しております。本委員会はあくまで伊勢市の宿泊税を検討する場ではございますが、三重県の宿泊税導入についても議論が上がっていたことから、使途について公平性が損なわれる恐れがあることなどの懸念が示されたところであり、十分な配慮を求めるという記載をさせていただきました。

**委員長）** はい、ありがとうございます。改めて、答申（案）につきまして、ご意見を賜りたいと思います。答申（案）の「1 安定的な観光振興のための自主財源について」から「4 主な税制概要」につきましては、これまでの議論をまとめていただいているところだと思います。「5 留意事項」につきましては、書きぶり等も含めて、ご意見を賜ればと思います。

まず、「1 安定的な観光振興のための自主財源について」から「4 主な税制概要」に関しては、これまでの内容を整理したというところでありますけれども、いかがございましょう。

後ほど、ご意見等がございましたら戻っていただくことも妨げるものではございません。では、「5 留意事項」も含めてということでご意見を賜りたいと思います。意見書が出される前にまとめた答申（案）というご説明でしたけれども、事務局から、意見書で出された項目で加えるべき内容等の提案がありましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。

**事務局）** 意見書について、制度設計に対して意見をしっかり反映したいとのご意向があらうと思っています。意見書の最初の方に、“制度設計に関しては、現場の意見を聴取する”という文言がございます。それを踏まえると、答申（案）の「5 留意事項」の最初の制度設計の部分が少し薄いように思いますので、“…検討を重ね、制度を構築していくこと”との箇所を少し修正させていただければと考えています。

**委員長）** ありがとうございます。出された意見書の内容と、事務局からご提案がありました答申（案）の「5 留意事項」の内容と整合を確認したいと思いましたが、制度設計に関しての意見聴取の部分をもう少し厚くした方がいいのではないかとということでございました。まずこの点から参りましょう。

**事務局）** 基本的には、いただいた意見書の内容は、答申（案）の「5 留意事項」に概ね記載できている内容であるとは思いますが、特に強い思いがある部分については表現の変更も含めて検討すべきだと思いますので、そのあたりを重点的にご議論いただければ幸いです。

**委員長）** はい、ありがとうございます。その点、委員の方から、今回の答申（案）に加筆、あるいは文言を修正する方が意見書の内容がより反映されるのではないかと意見があれば、教えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

**委員）** 答申（案）の「5 留意事項」には、宿泊税の使途は宿泊客や宿泊事業者に還元され

るものとなることと明記していただいているので、「2 用途の方向性」や「3 用途と施策」に、市内の施設への助成という表現を加えることはいかがか。昭和から続いている旅館を維持していくためにも、そのような趣旨の文言を入れていただくことは、お願いできないでしょうか。

**委員長)** はい。整理させていただきます。答申(案)の「5 留意事項」の3つめに“宿泊税の用途は、宿泊客や宿泊事業者に還元されるものとなること”という文言がございます。これを踏まえて「2 用途の方向性」や「3 用途と施策」で、加筆をしてはどうかというご意見です。具体的には、宿泊客や宿泊事業者への助成ということでしたでしょうか。

**委員)** はい。何という言葉を使うのが良いかわかりませんが。

**事務局)** 宿泊施設の補助や支援ということだと、例えば、答申(案)の「3 用途と施策」の1つ目である、来訪者の満足度、受け入れ環境の向上は、宿泊業として続けていくための持続可能な観光地づくりという意味を含めているという認識ですがいかがでしょうか。

**委員)** 受け入れ環境の向上は、あくまでトイレや段差等のバリアフリーも含めての安全対策のような意味合いにとらえたため、そこに大きく含めるというよりも、施設の維持に向けた支援という言葉を入れていただくと、市がそのように考えてくれているということを仲間達にも説明しやすいのですがどうでしょうか。

**事務局)** 大きな意味合いでは、方向性は同じかと思っておりますが、特に施設にということについては、例えば、報告書(案)の13ページには、宿泊税を財源とする取り組みの整理をしており、【用途と政策(事業例)】を挙げさせていただいております。表の中の「◎来訪者の満足度、受け入れ環境の向上」の一番上に“宿泊施設、観光施設等の高付加価値化”を記載しています。

**委員長)** 委員からは、答申(案)の「2 用途の方向性」や「3 用途と施策」に、施設を対象とした支援というニュアンスを含められないかというご提案でございました。事務局からは「5 留意事項」にその旨を書いていることを踏まえながら、報告書(案)の13ページの【用途と政策(事業例)】などがそれに当たるという解釈でいかがかということでもございました。他の委員からのご意見がありましたら承りたいと思います。この答申(案)が全てではないということで、具体的な内容は報告書(案)も含めてということではありますが、ご協力をいただく皆様の目に触れやすいところでご説明いただくことも大切な部分だと思っております。とはいえ、あくまでも今回議論しているのは税であるため、その用途について、特別徴収義務者への支援をはっきりと謳うということは個人的にはいかがかなとも思いますが、ご協力をしていただいているということへの還元は、明らかにすべきだと思います。答申(案)の「2 用途の方向性」や「3 用途と施策」というのは、かなり理念的なところといえますが、大きな目標、目的といったところで税の用途の方向性、施策というふうにまとめいただいております。副委員長、他の市町でこの辺りの特別徴収義務者への配慮や、ご協力いただいたことへの還元を答申にどう含めるかというのは、参考になる事例はございますでしょうか。

**副委員長)** 私が知る限りでは、答申に具体的な事業そのものを記載するということはあまりなく、理念的な内容になっている場合が多いと記憶しております。報告書には具体的な施策などが事例として書かれています。ただ、これから伊勢市では実際に予算を組んでいくなかで、様々な事情やコロナ禍の様に予想してなかった対応が必要になってくるというようなこともあるかと思っておりますので、例という形で施策としてあげていただいていると理解しています。ですので、答申(案)の「5 留意事項」のところで、宿泊客に還元していくことを記載し、報告書(案)の【用途と政

策（事業例）】の部分に、“宿泊施設、観光施設等の高付加価値化”との記載もありますが、ここに加筆することなどが現実的な書き方なのかなと思っているところです。

**委員長）** はい、ありがとうございます。この後、議論があるかもしれませんが、答申（案）の「5 留意事項」の5点目です。“宿泊税の制度の見直しや用途、その効果等の検証については、行政関係者のみで決定することなく、外部の関係者を含めた組織で検証すること”となっていますが、その後の文章に出てくる宿泊事業者を一文目にもっていき、“…行政関係者のみで決定することなく、宿泊事業者を始め、外部の関係者も含めた組織で検証すること”と明記をさせていただくと、先ほど委員からも指摘のあった宿泊業者への還元の部分も含んで、答申のなかに明確にすることもできるかと思います。このあたりいかがでしょうか。

**委員）** いろいろなご意見ありがとうございます。皆さんが言われるように、あくまで税金であるため、施設という言葉を使うのは難しいと理解しました。これまでも議論していただいているように、宿泊事業者も助ける、施設の価値向上に向けて後押しをするという意味が含まれているのであれば、理解できると思います。そのあたりを委員長が言われたような形を踏まえて、市がもう一度考えていただければいいと思います。

**委員）** 今、委員が言われたように、広い意味でたくさんの方が含まれてくると思います。広い意味でこの中に含まれるのであれば、私達もそのように説明がつくと思いますので、表現をもう少し考えていただいて、まとめ上げていただくことを望みます。

**委員長）** ありがとうございます。それでは、できるだけこの場で文言等の整理できればと思いますが、私の案としましては答申（案）の「5 留意事項」の5点目の“…外部の関係者…”の前に“宿泊事業者を始め”と明記させていただくという案でございます。

**事務局）** 承知しました。

**委員長）** まずその点を修正させていただきます。続いての2文目の“また、その結果については…”については、“市民、宿泊客…”から始めてもいいかと思います。その他、答申（案）の「5 留意事項」が中心になるとと思いますが、ご意見等ございましたら承りたいと思います。

**委員）** 答申（案）の「5 留意事項」の最後の項目について、第1回検討委員会から、県の宿泊税について意見を言ってきましたが、県が宿泊税を導入することになった場合、“用途について公平性が損なわれる恐れがあるなどの懸念が示されたところであり、十分な配慮を求める”と記載がありますが、これは誰に対しての文面になるのでしょうか。

**事務局）** 答申は検討委員会から伊勢市長に対してということになります。

**委員長）** ご意見のあった答申（案）の「5 留意事項」の最後の点ですが、これも十分な配慮を求めたいということでもあります。ここは、書きぶりも含めて事前の打ち合わせでもいくつか意見があったところではありますが、十分な配慮を求めるという内容で十分かどうかということも委員の方からご意見を賜りたいと思います。

**委員長）** その他、いかがでございましょうか。もしよろしければ、副委員長の方から他の市町と比較をして、答申（案）の「5 留意事項」の書きぶりであるとか、整合性の点から足りていないようなところがあればと思いますが、いかがでしょうか。

**副委員長）** 事前に事務局には意見を伝えさせていただきましたが、概ね、反映されていると理解しています。特に重要である答申（案）の「4 主な税制概要」は、既に全国的にも宿泊税の導入事例が増えてきた状況のなか、委員の皆様にご同意いただければ、このような形で良いと思っております。今後は納めていただいた税をどう使うかということが重要になると思います。例えば、「5 留意事項」の3つ目の“宿泊税の用途は、宿泊客や宿泊事業者に還元されるものとなること”や、基金の設置等についても検討すること、といった部分がこれからは重要になると理解しています。そのような内容も、「5 留意事項」に盛り込んでいただいておりますので、私は、このような形で良いと思っております。それから、伊勢市観光協会からの意見書の部分にも関連すると思いますが、お客様に還元されるような事業をぜひ積極的にやっていただきたいと思っております。そのような中で、単に税があるからそれを自由に使うというのはなく、外部の関係者も含めた組織で、検証するガバナンス体制が必要かなと思っております。一般財源ではなく、お客様に還元される形で使っていただき、積極的に事業を進めていただければと思っております。

**委員長）** ありがとうございます。ご意見を承るのを失念しておりましたが、出口委員からもご意見ありましたら頂戴したいと思います。大変失礼しました。

**委員）** 答申（案）の「4 主な税制概要」の申告期限に関してですが、毎月末までに申告納入と記載がありますが、入湯税の納入が毎月末締め翌月15日です。入湯税を納める事業者に関しては、宿泊税と入湯税の計算をほぼ一緒にすると思いますので、入湯税を納める業者事業者は15日が期限になってしまうと思います。入湯税と宿泊税の申告期限を合わせていただいた方がよろしいかと思いますがいかがですか。

**委員長）** 申告期限につきましては、具体的な議論ということではなく、ここまでご確認をいただいた内容が記載されていると思いますが、答申（案）の「4 主な税制概要」の内容を改めて議論をした方が良いか、あるいはそういうことも含めた検討を「5 留意事項」に追記するかいかがでしょうか。

**事務局）** 入湯税の申告期限が条例で毎月15日と定めております。宿泊税が導入された場合、事務手続き上、ご不便をおかけするところが出てくるかと思いますが、入湯税をお納めいただいている事業者様に対しては、その辺り含め、しっかりと説明させていただければと思います。入湯税は条例にて申告期限が決まっておりますので、そこを改正するかどうかについては、この場でご議論していただくところではないのかと思いますが、ご説明の方はしっかりとさせていただきますので、ご了承いただければと思います。また、入湯税と宿泊税につきましては、対象となる申告の対象者数が大きく変わってくるかと思いますが、まずは、一般的な期限を提案させていただきます。

**委員長）** 事務局としては、ここは入湯税と宿泊税をお納めいただいている事業者については、すみ分けはそのままとし、納入期限については別々での期限でお支払いいただきたいということを説明し、ご理解いただきたいということですね。

**事務局）** その通りでございます。

**委員）** 宿泊税が導入されてからであれば同じタイミングで納める。15日までに入湯税を納めてください、ということに対し、15日に支払いします。そこで宿泊税も納めてもいいですよという理解でいいわけですね。

**事務局)** おっしゃる通りでございます。

**委員長)** 記載事項には変更はございませんが、今の議論は議事録に残りますので、今後、運用にあたって同じようなご質問が出てくるかと思いますが、丁寧にご説明をいただくということをお願いをしたいと思います。その他、いかがでございましょうか。他の委員からもお気づきの点ありましたらお伺いしようと思います。

**委員)** 答申(案)の「5 留意事項」の1番下の“三重県が県として宿泊税を…”というところで、過去の資料で、福岡県と福岡市が県と市でそれぞれ導入していると思いますが、その際に、懸念事項として何か上がった事例はありますか。

**委員長)** 先行事例で、何か配慮が必要な懸念があったかどうかということですね。その点、副委員長いかがでしょうか。

**副委員長)** 導入当時の詳しいことは存じ上げませんが、福岡県と福岡市では、そういった懸念事項がありそうだったため、足並みを揃えて導入したというような形かと思います。逆に足並みが揃っておらず、様々な課題が出てきているのが、北海道です。道内の市町村でも導入が検討されていますが、道の導入に対して市町村が反対しているという形です。北海道は、定額制の内容で条例の可決までは行きましたが、全国唯一の定率制で導入している倶知安町に泊った人は町税分が2%の定率、プラス道税分を定額で支払うという計算しにくい形になる懸念がありました。最終的に総務大臣の同意が得られるのかわかりかねますが、倶知安町の宿泊客は、北海道の宿泊税を支払わず、倶知安町の現行の2%から上乗せされる宿泊税だけを支払い、そして倶知安町が、税金の中から宿泊客数に応じた金額を北海道にまとめて納める。つまり、道税としては倶知安町内での宿泊税の徴収を行わないという形で議論されていると把握しています。他の自治体も都道府県が導入しようとする、先行して導入や導入を検討している市町村との軋轢みたいなのが発生していると理解しております。

**委員)** ありがとうございます。先ほどまでの議論に戻りますが、事業者へ支援の書き方ということで、報告書(案)の13ページの【使途と施策(事業例)】のところに、“人材不足対策”や“労働環境の改善”なども事業者への支援に入っています。例えば、“宿泊施設・観光施設等の高付加価値化”は、利用者側に対しての価値を上げたとしても、受け入れ側は、思った以上に大変な状況です。人材不足と高齢化は、社会的な課題ですし、いろいろなシステムが変わることも含め、DXという表現が適切か分からないが、システム関連をしっかりと整備する、構築するといったような内容を記載してもいいのではないかと思います。

**委員長)** ご提案としては、報告書(案)に加筆したらどうかということでしょうか。

**委員)** そうですね。答申(案)では、ざっくりとしたイメージになってくると思いますので、実際の施策として考えたときに、きちんと還元できると良いと思います。そのときの状況や段階的にということもありますが、そこは事業者とお話をした上で入れていければ良いと思うので、施策のところ、こういったことも考えられると良いということですね。

**委員長)** 報告書(案)の13ページの【使途と施策(事業例)】の下部分に“導入の目的、使途について委員からの主な意見は下記の通りである”ということで、我々の意見がまとめられています。ここに、本日の意見として、ぜひDXなども含めた形での支援を具体的に考えていきますということを加筆し、ご協力をいただく宿泊事業者にも安心いただけるような書きぶりにはどう

かということでございます。

**委員）** 旅館組合等から出されている意見書と伊勢市が作られている答申（案）の「5 留意事項」に関しては、ほぼ網羅していると思っておりますが、意見書の中段に、“税の導入にあたっては、「公平・中立・簡素」の…”という文言がある。「簡素」に関するところが「5 留意事項」の中では特に出きてない。また、意見書のなかに“…修学旅行、スポーツ大会、文化大会等の減免措置は…”とされているため、「5 留意事項」に、インセンティブや還元という表現は入れにくいのかもしれないが、特別徴収義務者に配慮した形で何かしらの書き方をしていただいた方がいいと思います。

**委員長）** 意見書の中で触れられている「簡素」の部分を答申（案）の中にも補足をしたらどうかということでありました。おっしゃる通りだと思いますし、その点については、本委員会としても共有されているところかと思いますが、報告書（案）の18ページの税率について、伊勢市として200円の税額で答申をしようとしている部分は、委員から出された意見も含め、宿泊事業者の負担を考えた上でということでもありますので、そこは、「簡素」を反映した結果と捉えていただければということになります。「還元」については、先ほどの議論もそうですが、ご意見をいただいたということは、議事録に残させていただきます。今回は答申という形でシンプルにお出ししますが、今後、具体的な運用をご議論いただく際には、報告書の内容に具体的な解釈が示されていますので、その解釈を踏まえてご検討いただくということになるかと思っております。我々の思いとしては、宿泊事業者等の協力者に対してフォローをお願いしたいということは、共有したいと思います。各委員からご意見をいただいたところでありますが、答申（案）、それから報告書（案）を含めまして、その他ご意見ございましたら承りたいと思っておりますけれどもいかがでございましょうか。

**副委員長）** 今、お二人からいただいたご意見について、事務局に提案ですが、まず、システム整備やDXのような話の内容は、答申（案）の「4 税制内容」の特別報償金のところに、書かれていますので、こちらを「5 留意事項」に整理して書く。また修学旅行等へのインセンティブについても、報告書（案）の20ページ、免税点、課税免除の項目に方針が書かれていますので、同じような内容を答申（案）の「5 留意事項」や報告書（案）の施策の例に書いていただくのはどうでしょうか。最終的なご判断も必要かと思っておりますが、検討をお願いします。

**事務局）** 副委員長のご提案のとおり、特別報償金のシステム整備や他の支援策、ならびに修学旅行についても第4回目の検討委員会でのご意見として賜りまして、答申（案）の「5 留意事項」に追記し、ご提案をさせていただきます。

**委員長）** 様々なご意見を頂戴しておりますところですが、答申につきましては、この内容が市の決定事項になるわけではなく、この答申を踏まえて、市では市議会での協議、あるいはパブリックコメントを経て最終的な案を考えていただくことになろうかと思っております。その上で、検討においては、我々が議論してきた過程を示した答申、報告書、議事録は非常に重要な意味を持っているかというふうに思います。本日の議論を踏まえての答申（案）、また答申（案）の修正に基づく報告書（案）の微調整につきましては、事務局と、それから委員長、副委員長のお預かりとさせていただきますと思っておりますが、最後にその他ご意見ございましたら承ろうと思っておりますが、よろしくございましょうか。

**各委員）** 異議なし

**委員長）** ありがとうございます。では、各委員の皆様には、最終の答申内容が確定しましたら、メ

ール等でご報告をさせていただきよう取り計らいたいと思いますので、その際にはご確認のほどよろしくお願ひいたします。では次に事項書 2 の (3) になります。今後のスケジュールにつきまして事務局よりご説明をお願ひいたします。

**事務局)** 説明資料の 9 ページをご覧ください。今後のスケジュールでございます。本スケジュールは、市議会を含む様々な関係機関との調整が進み、最短スケジュールとなる令和 8 年 4 月で導入すると仮定した場合の想定スケジュールということをご理解いただきたいと思います。まず本日いただきましたご意見も踏まえ、早々に答申内容を委員長、副委員長にご相談申し上げ、調整させていただきます。その後、答申内容が固まり次第、委員の皆さんにご報告させていただいて、市に答申できるようにと考えております。市への答申後は、基本的に検討委員会ではなく、市側の動きということになります。税制度の検討や内外の関係者との調整、市議会への説明を行った上で、市民の意見を聞くためのパブリックコメントを 1 ヶ月ほど実施します。その後、いただいたご意見を踏まえ、市内部の意思決定や市議会との協議、または報告を行い、宿泊税を導入していくとなれば、6 月の市議会へ条例案を提出するというのが最短の流れとなります。また、税制度の周知期間や取り扱いに係る説明、システム整備に係る支援なども必要となれば、予算化も必要になりますので、この辺りも、令和 7 年度に必要となると思います。いずれにいたしましても、検討委員会からいただく答申を基本とした考えで、行政内部の意思決定や市議会との協議、宿泊事業者様を含む、観光関連団体と市との協議、鳥羽市や志摩市などを含む様々な関係機関との相談や調整を進めて参ります。

**委員長)** 最後に事項書の 3 のその他になります。事務局で何かございますでしょうか。

**事務局)** これまで、4 回にわたる検討委員会にてご意見をいただきまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。今後、提出いただく予定の答申を参考にしながら、よりよい仕組み制度を考えて参りますので、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

**委員長)** 議事につきましては以上になります。委員の皆様には、様々なお立場から伊勢市の宿泊税につきまして、ご議論をいただき誠にありがとうございました。全国で宿泊税の導入が進んでいるということを副委員長からもご教示いただいているところですが、遷宮を控え、伊勢志摩において、また観光でお越しになられる方、参拝でお越しになられる方にとっても、本検討委員会での議論は非常に重要なことであったと思います。これよりの検討につきましては、先ほどスケジュールの説明でございました通り、市および市議会が中心となって進めていただくことになるかと思ひます。本委員会でも繰り返し意見が出ていた事項、宿泊税の使途、あるいは宿泊客や宿泊事業者への還元、行政関係者以外も含んだ体制で検証の議論をいただくことなど、それらを報告書にまとめて、答申をさせていただきたいと思ひます。これらについて、十分に留意をいただきながら、検討を進めていただきたいと思います。その他、引き続いてのご意見につきましては、随時、事務局までお寄せいただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

**事務局)** 4 回にわたり、お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございました。これからもよろしくお願ひします。